

### 1. はじめに♪

皆さんこんにちは。知的財産の 「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁 理士の中川浄宗です。

前回は、2018年に改正された「不 正競争防止法」における「技術的制限 手段に対する不正行為 についてお話 ししました。今回は2020年の著作権 法の改正について、私たちにとって身 近で主要なポイントをお話しします。

中川先生、著作物の無断配信と いったインターネット上の著作 権侵害は本当にひどいですな。

今回の著作権法改正に関する文化庁 の資料によれば、違法にアップロード された漫画や雑誌などを取り扱うウェ ブサイト(サイト)は、500以上も確 認されていて、アクセス数が上位10 位内のサイトだけでも月間延べ6500 万人が利用しているそうです!

法雄さんが言ういわゆる「海賊 版サイト」による被害は、漫画 や雑誌だけでなく、写真・小説・ソフ トウエア・論文・新聞記事といったあ らゆるコンテンツに及んでいますね。

こういった海賊版サイトでは、ユー ザーはほとんど無料でコンテンツを利 用できますから、これを放置していた ら、そのうち誰も正規のコンテンツを 購入しなくなってしまいますよ……。

知明さんの言うとおりですな。コ ンテンツの制作や提供には費用 や労力が投入されています。もしこれら を回収できないとなれば、誰もコンテン ツを提供しなくなるかもしれません。これ は社会全体にとって大きな損失ですな!

そこで、インターネット上の海賊 版の規制を強化する一方、著作権 による規制が過度に強くならないように 著作権法が改正されたのですね。では、 改正の三つのポイントを教えてください。

#### 2. リーチサイトの規制♪

一つ目は、「リーチサイトの規 制 です (著113条2~4項)。

今回は、右下図のように、漫画家X が描いた漫画αを、侵害者YがXに無 断でサイト上に漫画 α'としてアップ ロードしたような場面について考えて みましょう。

従来、このようなYの行為は、 当然 X の著作権 (著23条:公 衆送信権)の侵害に当たりました。

一方、Zが漫画 α'のような著作権 を侵害するコンテンツ(違法コンテン ツ)を掲載しているサイトにアクセス するためのハイパーリンク (リンク) を張っても、漫画α'をアップロード しているわけではないので、このよう なリンクを張る行為は、著作権の侵害 には一般に当たらなかったのですね。

/ そのとおりです。このように違 法コンテンツをZ自身が運営す るサイトに設置するのではなく、これ を設置している他のサイトにアクセス するためのURLといったリンク情報 などを提供して、ユーザーを違法コン テンツへと案内するサイトを「リーチ サイト」といいます。

また、そのようなリンク情報を提供 するスマートフォン用アプリケーショ ン(アプリ)といったプログラムのこ とは「リーチアプリ」といいますが、 以下で説明するリーチサイトと同様の 取り扱いになります。



しかし、文化庁の資料によれば、 違法コンテンツは、リーチサイ トにリンクが張られると、違法にアッ プロードされただけの場合に比べ、約 62倍も多く視聴されてしまうそうで す。また、国内最大級だったリーチサ イトによる被害額は1年間で731億円 に上るとされています (ヒエッ)。

このようなリーチサイトは、 ユーザーを違法コンテンツに案 内することでアクセスを集め、それに 応じて得られる広告収入を得ようとし ています。まさに著作物に「leech(寄 生)」しているのです (プンプン)。

▲ 』/ さて、今回の改正により規制の ▼ 対象となるリーチサイトには、 次の二つのパターンがあります。

一つ目は、リーチサイトの運営者Z が、ユーザーを違法コンテンツに誘導 すべく、「タダで読める!」といった 文言やデザインなどでウェブサイトを 作り込むような場合(誘導型)です。

二つ目は、電子掲示板のような投稿 型のサイトでユーザーAが違法コンテ ンツへのリンクを多数掲載し、違法コ ンテンツを利用するように助長すると いった場合(助長型)です。

そうすると、違法コンテンツに リンクを張る行為がすべて規制 されるわけではないのですな。

例えば、私が漫画 α'にアクセスす るURLをSNSに1回だけ投稿しても、 リーチサイトには当たりません。

/ 法雄さんのSNSは、ご飯とお 酒の投稿ばかりですからね。

さて、著作権法ではURLを「送信 元識別符号 といいますが、これと同 じ効果を備えるものも規制されます。

ですから、「https://xxx.co.♥♥」と 記載するなどして違法コンテンツが掲 載されているサイトのURLの表記を 一部変えたり、違法コンテンツにアク セスするためのボタンを設置しても、 リーチサイトに当たるのです。

先生、Yが無断でアップロード したのが漫画 α の二次創作に当 たる漫画βである場合、これにリンク を張っても規制されないのですね。う **~ん、それはどうしてでしょうか?** 

漫画  $\beta$  には原作の漫画  $\alpha$  にない

▼ 新たな表現が含まれているた め、それへのアクセスを規制すること は表現の自由(憲21条)との関係で 慎重でなければなりません。また、漫 画βは漫画αとは別の作品ですから、 それが漫画 α に与える経済的な影響は 小さいと考えられたためです。

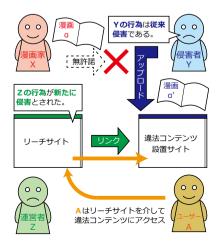
ただ、Xが著作権を行使するか どうかはともかく、YがXに無 断で漫画βを制作してアップロードす ること自体は、Xの著作権の侵害に当 たりますな (著27条・28条)。

そして、これも表現の自由を萎 ■ 縮させないよう、規制の対象を 特に悪質な行為に限定すべく、リーチ サイトの運営者Zが、リンク先が違法 コンテンツであることを知っていた場 合(故意)、または知らなくても十分 に知ることができた場合(過失)に限 り、規制の対象になります。

それに関して、Zが自ら漫画  $\alpha$ にアクセスするためのリンクを 張るのではなく、ユーザーAがリンク を張っている場合、Zはどのような場 合に責任を負うのでしょうか? この 場合、すべて乙の責任にするのは、少 し気の毒な気がしますな。

/ そうですね。その場合は、Aが 🦊 張ったリンク先にある漫画 α' が違法コンテンツであることについて Zに故意・過失があって、しかもZが そのリンクを削除できるにもかかわら ず、削除しないで放置している場合に、 規制の対象とされます。

関連する問題ですが、リーチサ イトとそれ以外の大多数の一般 的なサイトが含まれる汎用的なサイト (プラットフォーム) は、どのように 取り扱われるのでしょうか?



例えば、SNSにおける一部の ユーザーのサイトがリーチサイ トである場合、SNSを運営する事業 者も責任を負うかという問題ですな。

/ そのようなプラットフォーム 🗸 は、ユーザーが違法コンテンツ にアクセスすることに極めて間接的に しか関わっていないと考えられます。 よって、規制の対象とはされていませ ん(著119条2項4号)。

ただ、プラットフォームの場合 でも、 X が漫画 α'へのリンク を削除するように要請しているのに、 それが技術的に極めて困難であると いった正当な理由もなく、これを削除 せず放置しているような悪質な場合 は、もちろん規制の対象ですね。

#### 3. ダウンロードの規制♪

二つ目は、「ダウンロードの規 制」です(著30条1項4号)。

本来、Xの漫画αについて読者が家 でそのコピーを取るようなことは「私 的複製」になり、Xの著作権の侵害に はなりません(著30条1項柱書き)。

しかし、著作権者に多大な不利益が 生じているとして、2009年の改正に より、違法にアップロードされた音楽 や映像については、それが違法にアッ プロードされたものだと知りながら、 ユーザーがダウンロードすることは私 的複製に当たらないと規定されました (著30条1項3号)。

でも、漫画や小説といった音楽 や映像以外の著作物について も、違法にアップロードされた作品が ユーザーにダウンロードされること で、著作権者に不利益が生じる場面が 拡大してきたわけです。

そこで、右下図のように、漫画 α'のような音楽や映像以外の 著作物についても、それがΥにより違 法にアップロードされている場合に、 Aがそのような事情を知りながらダウ ンロードすることは、私的複製に当た らないと規定されたのですな。

/ もっとも、違法にアップロード されたものであることを、ユー ザーが不注意によって知らないでダウ ンロードしても、規制の対象にはなり ません(著30条2項)。インターネッ トによる情報の収集を過度に萎縮させ ないようにするためです。

同様の理由から、従来の音楽や 映像の違法ダウンロードとそれ ら以外の著作物の違法ダウンロードに は違いがあって、規制の対象にならな い場合が三つありますよね。

そのとおりです。まず先ほどの リーチサイトと同様に、「二次 的著作物」のダウンロードです。

例えば、ΥがΧに無断で漫画αの二 次創作の漫画βを描いてアップロード したとします。この場合、Aが漫画 $\beta$ をダウンロードしても、Xの著作権の 侵害には当たらないのです。ただし、

YがXに無断で漫画αを翻訳してアッ プロードした場合、それをAがダウン ロードすることは禁止されます。

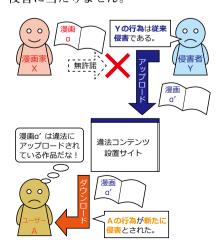
次に、「軽微なもの」をダウン ロードする場合ですな。

例えば、漫画αが数百ページもある 場合に、Aが1コマだけダウンロード しても著作権の侵害に当たりません。

/ ただ、軽微なものかどうかは、 著作物の種類や性質などによっ て異なりますから、一概にはいえませ んよ。漫画の1コマでも、4コマ漫画 のうちの重要な場面の1コマであれ ば、軽微なものとはいえないでしょう。

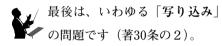
最後に、著作権者の利益を不当 に害しないと認められる「特別 な事情 がある場合ですね。

例えば、Υが漫画αを批評する論文 γを執筆し、それと合わせて違法に漫 画αをアップロードした場合、Aが論 文γを正確に理解すべく、漫画αを合 わせてダウンロードしても、著作権の 侵害に当たりません。





### 4. 写り込みの範囲の拡大♪



従来の規定でも、BさんがXの原画 展に出掛け、その様子を撮影した場合 に、Xの絵が写り込んだ写真を自分の SNSで発信しても、Xの著作権の侵 害にはならないとされていました。

しかし、社会や生活の変化に よって従来の規定ではうまく対 応できなくなってきました。

また、違法コンテンツのダウンロー ドを規制する範囲を広げる改正を行っ たことで、私たちの生活が著作権に よって過度に制限されてしまうのを防 止する必要があったわけですな。

そこで、以下の4点の改正を行 い、写り込みとして著作権が制 限される範囲を変更しました。

まず、従来写り込みが認められてい たのは「写真撮影・録音・録画」だけ でしたが、そのような手段についての 限定はなくなったのです。

先ほどの例でいうと、Bさんが Xの原画展の様子を写生した際 に、その原画を自分の絵に描き込んだ 場合、従来は写り込みに当たりません でしたが、今回の改正で写り込みに当 たることになったのですね。

そのとおりです。次に、従来写 🖊 り込みが認められるには、先ほ どのBさんが原画展の様子を撮影して 写真を制作した場合のように、「著作

物を創作する |必要がありましたが、そ のような創作要件がなくなりました。

例えば、自動防犯カメラが撮っ た映像は、人が創ったものでは ないので著作物に当たりません。

そうすると、Xの原画展が開催され ている美術館に設置されている防犯カ メラの録画映像にXの絵が写っている 場合は、従来写り込みに当たりません でしたが、今回の改正で写り込みに当 たることになったわけですな。

/ そして、従来写り込みが認めら れていたのは、本来の撮影対象 などから分離することが困難な著作物 でしたが、そのような分離困難性の要 件もなくなりました。

м 例えば、Bさんが、自分の子ど もが漫画αのキャラのぬいぐる みを抱いた様子を写真に撮る場合、子 どもからぬいぐるみを取り上げれば (ひどい例ですね……)、簡単に分離で きますから、従来は写り込みに当たり ませんでした。

今回の改正で、このような子どもの 様子の撮影も写り込みに当たることに なりました。良かったね、Bさん♥

一方、写り込みによる著作物の 🖊 利用は「正当な範囲内」ででき るという要件が加わりました。

ここまでお話ししたように写り込み の認められる範囲が広がった一方で、 この規定が乱用されるおそれがあるの で、それを防止するためです。

例えば、Bさんが動画投稿サイ トからの広告収入を得るべく視

聴者数を増やす目的で、漫画αのキャ ラのぬいぐるみが写り込むようにわざ と配置して、動画を撮影したような場 合は写り込みに当たりません。Bさん がこんなズルい人なら、著作権を制限 する必要はないからですね!

# まわりに♪

さて、4回にわたって近年の知 ✔ 的財産法改正についてお話しし てきましたが、また大きな改正があっ たときは一緒に勉強しましょう。今年 は、特許法の改正が予定されています!

知的財産法は頻繁に改正されま すから、気を付けていないと知 らぬ間に他人の権利を侵害しているお それもありますね。違法ダウンロード は刑罰の対象ですから、法雄さんも気 を付けたほうがいいですよ★

やだなぁ知明さん、そんなこと していませんよ! じゃあ先 生、パソコンに保存したデータを チェックするので今日はこれで……。

## 中川 淨宗(Kiyomune Nakagawa)

#### 中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を 開設、知的財産の実務に携わりながら、専 修大学および東海大学の講師も務める。 先日「消防設備士乙種第6類」の免許を取 得した。これは旅館などの一定の施設にある消火器の点検・整備を行う資格である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3 -35横浜エクセレントⅢ 1€045-651-0236 URL: http://www.ipagent.jp/ E-mail: customer@ipagent.jp